2022年4月1日から 成年年齢引き下げに伴い 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の申請手続きが変わります

(民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行)

2022年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、18歳以上を「成年患者」とします。

成年患者は「本人名義で申請手続き」をする必要があります。

患者本人による申請が難しく、ご家族等が申請者として申請される場合には、 「委任状」を添付する必要があります。 成年後見人等の法定代理人が申請する場合、委仟状は不要です。

- 2022年4月1日以降の対象者と手続き方法

2022年3月31日まで

2022年4月1日から

小児慢性特定疾病児童等 0歳~20歳未満の方が対象



成年患者 18歳以上20歳未満の方

- 「本人」の名義で申請。
- 家族等が申請する場合は「委任状」が必要。

注) 18歳以上の新規申請はできません。

小児慢性特定疾病児童 18歳未満の方

- 保護者(監護者)が申請。
- 18歳到達時点で、この制度の対象となっていて、引き続き治療 が必要と認められる場合は、「成年患者」に移行します。

申請手続きに関する詳しい情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトを ご覧ください。



- ・お住まいの都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市ごとの申請窓口
- 都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- ・小児慢性特定疾病の疾病概要や診断の手引き などが掲載されています。

小児慢性

https://www.shouman.jp/

【神奈川県の申請窓口】<u>※ 横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市にお住まいの場合は各市へお問い合わせください。</u>

鎌倉保健福祉事務所

平塚保健福祉事務所 🕿 0463-32-0130 **2** 0467-24-3900

平塚保健福祉事務所秦野センター 🚳 0463-82-1428

小田原保健福祉事務所

鎌倉保健福祉事務所三崎センター ☎ 046-882-6811 ☎ 0465-32-8000 小田原保健福祉事務所足柄上センター ☎ 0465-83-5111

厚木保健福祉事務所

☎ 046-224-1111 厚木保健福祉事務所大和センター ☎ 046-261-2948



